

## 日野町自治ハウス整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、住民に身近な自治の場を舞台として、町民が個性豊かな地域づくりを自ら考え、自ら行う自治活動を支援することにより、町内各地で自主性と責任を基礎とした主体的な地域づくりの気運を高め、町民一人ひとりが主役のまちづくりを進めていく契機とするため、自治会等が実施する集会所の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日野町補助金交付等規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自治会等 区または町内会等の地域住民で構成する住民組織をいう。

(2) 集会所 町有財産、区または町内会等の有する財産、地域住民の有する財産および名称のいかんを問わず、地域住民が集会等のために使用し、管理する建物をいう。ただし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館は除くものとする。

### (補助対象事業および補助金額)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自治会等が実施する集会所の整備（以下「自治ハウス整備事業」という。）に対する事業とし、補助対象経費および補助率は別表のとおりとする。

### (事業計画協議書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等の長（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ日野町自治ハウス整備事業計画協議書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (補助金の額の内定)

第5条 町長は、前条の規定による事業計画協議書を受理したときは、当該協議書の審査および必要に応じて行う事情聴取等により、その内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、速やかに補助金の額の内定を行い、事業計画協議書を提出した補助事業者に通知するものとする。

### (交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書に添付する事業計画書は、日野町自治ハウス整備事業計画書（別記様式第2号）によるものとする。

### (補助金の交付)

第7条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払または前金払により補助金を交付することができる。

### (補助金交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業を行う補助事業者は、補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするとき、ま

たは補助事業の内容を変更しようとするときは、日野町自治ハウス整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかにその理由および補助事業の進行状況を記載した書類を町長に提出し、その指示を受けなければならない。  
(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書に添付する書類は、日野町自治ハウス整備事業実績報告書（別記様式第4号）とし、その提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1箇月を超えない日または当該補助金の交付決定に係る年度内のいずれか早い日までとする。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第10条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

自治ハウス整備事業の補助対象経費の内容等

区分	補助対象経費	対象経費の内容等	補助率
建築等	<p>自治会等が実施する集会所の整備に要する経費とし、集会所には次の機能を備えなければならない。</p> <p>(1) 集会および対話に必要な機能</p> <p>(2) 自ら研修し、教養を高めるのに必要な機能</p> <p>(3) 誰もが利活用できるように必要な機能（バリアフリー化）</p> <p>補助対象経費は、集会所の延床面積に建築単価を乗じて得た額とする。ただし、延床面積は、当該床面積が80㎡を超える場合は、80㎡とし、建築単価は、1㎡当たり22万5千円を上限とする。</p>	<p>集会所の建築または購入に要する経費</p> <p>事業費は、「自治ハウス」本体の標準的な仕様を満たすものであり、備品整備費、既存施設の増築、改修に要する経費、外構工事費および既存建物除去費等は対象としない。</p>	<p>補助対象経費の1/3以内</p> <p>限度額600万円</p> <p>ただし、予算の範囲内</p>
人にやさしい改造	<p>既存集会所をバリアフリー化するための改造経費</p>	<p>平成12年度以前に建築された既存集会所およびその敷地内の通路を人にやさしい構造に改造するために要する経費であり、事業費が50万円以上のもの。</p> <p>ただし、備品整備費は対象としない。</p>	<p>補助対象経費の1/3以内</p> <p>限度額100万円</p> <p>ただし、予算の範囲内</p>
大規模改修	<p>既存集会所の老朽化へ対応するため、大規模改修により集会所の長寿命化を図るための改修経費</p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の改修に要する経費およびその改修を行う上で必要となる他の改修に要する経費であり、事業費が200万円以上のもの。</p> <p>ただし、次のものは対象とし</p>	<p>補助対象経費の1/3以内</p> <p>集会所1施設あたり累計で限度額400万円</p> <p>ただし、予算の範囲内</p>

		ない。 (1)備品整備費 (2)屋根材の葺き替え、壁紙の張替え、外壁・内壁の塗装、畳の張替え、1階床板の張替えなどの仕上げ材のみの改修費	
--	--	--	--

[備考]

- 1 建築等については、過去に次のいずれかの補助を受けて集会所の建築等または用地取得を行った自治会等にあつては、原則として当該補助を受けた日から20年以上経過した場合でなければ、自治ハウス整備事業の補助金の交付を受けることができない。
  - ア 草の根ハウス設置事業費補助金
  - イ 個性輝く自治活動補助金（自治ハウス整備事業）
  - ウ 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援（自治ハウス整備）
  - エ 自治振興交付金（個性輝く自治活動支援事業）
- 2 大規模改修については、過去に次のいずれかの補助を受けて集会所の建築等または用地取得を行った自治会等にあつては、原則として当該補助を受けた日から10年以上経過した場合でなければ、自治ハウス整備事業の補助金の交付を受けることができない。
  - ア 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援（自治ハウス整備）
  - イ 自治振興交付金（個性輝く自治活動支援事業）
- 3 施設の維持管理および運営は、自治会等の責任と負担において行うものとする。